

**【新設】（関連法人株式等に該当する場合における益金不算入相当額の計算）**

**2-3-22 の 4** 他の法人の株式等（株式又は出資をいう。以下2-3-22の9において同じ。）が法第23条第6項《受取配当等の益金不算入》に規定する関連法人株式等（以下2-3-22の4において「関連法人株式等」という。）に該当する場合における益金不算入相当額については、例えば、令第22条第1項《株式等に係る負債の利子の額》の規定により対象配当等の額から控除すべき負債の利子の額（以下2-3-22の4において「負債利子等の額」という。）を関連法人株式等に係る配当等の額のうち占める対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額又はそれ以外の配当等の額の合計額の割合に応じて区分するなど負債利子等の額を合理的に区分した金額により計算する。

**【解説】**

- 1 本通達は、子会社株式簿価減額特例（令119の3⑦）の適用を受ける場合において、他の法人の株式等が関連法人株式等（法23⑥）に該当するときの負債利子等の額の取扱いを明らかにするものである。
- 2 関連法人株式等については、その関連法人株式等に係る配当等の額の合計額から負債利子等の額のうちその関連法人株式等に係る部分の金額を控除した金額が益金不算入額とされている（法23④）。この負債利子等の額については、その配当等の額を受けた事業年度において支払う負債の利子の総額を基礎として総資産あん分法（令22①）又は簡便法（令22④）によって計算されるものであり、個々の配当等の額とひも付きの関係にあるものではない。

また、本特例の適用を受ける場合には、その受ける配当等ごとにその基準時の直前における他の法人の株式等の帳簿価額からその配当等ごとの益金不算入相当額を減算することとされている（令119の3⑦）。
- 3 したがって、負債利子等の額があり、かつ、複数の関連法人株式等につき配当等の額を受ける場合には、その益金不算入相当額を算定するに当たって、本特例の適用を受ける配当等に係る負債利子等の額を計算する必要がある。

この点、この負債利子等の額の配分方法については、法令上も特に定めはないのであるが、法人が選択した方法によりこの負債利子等の額を合理的に区分している場合には、配分方法の違いによる課税上の弊害が生ずる可能性が低いと考えられることから、その計算を認めて差し支えないと考えられる。

なお、本通達においては、この合理的に区分する方法として、例えば、配当等の額や帳簿価額の比率を用いて負債利子等の額をあん分する方法が考えられることを明らかにしている。

また、これ以外にも関連法人株式等に係る益金不算入相当額を配当等の額や帳簿価額の比率を用いて直接あん分する方法も認められる。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通2-3-20の4）を定めている。